

2025 新年号



長井法人会だより

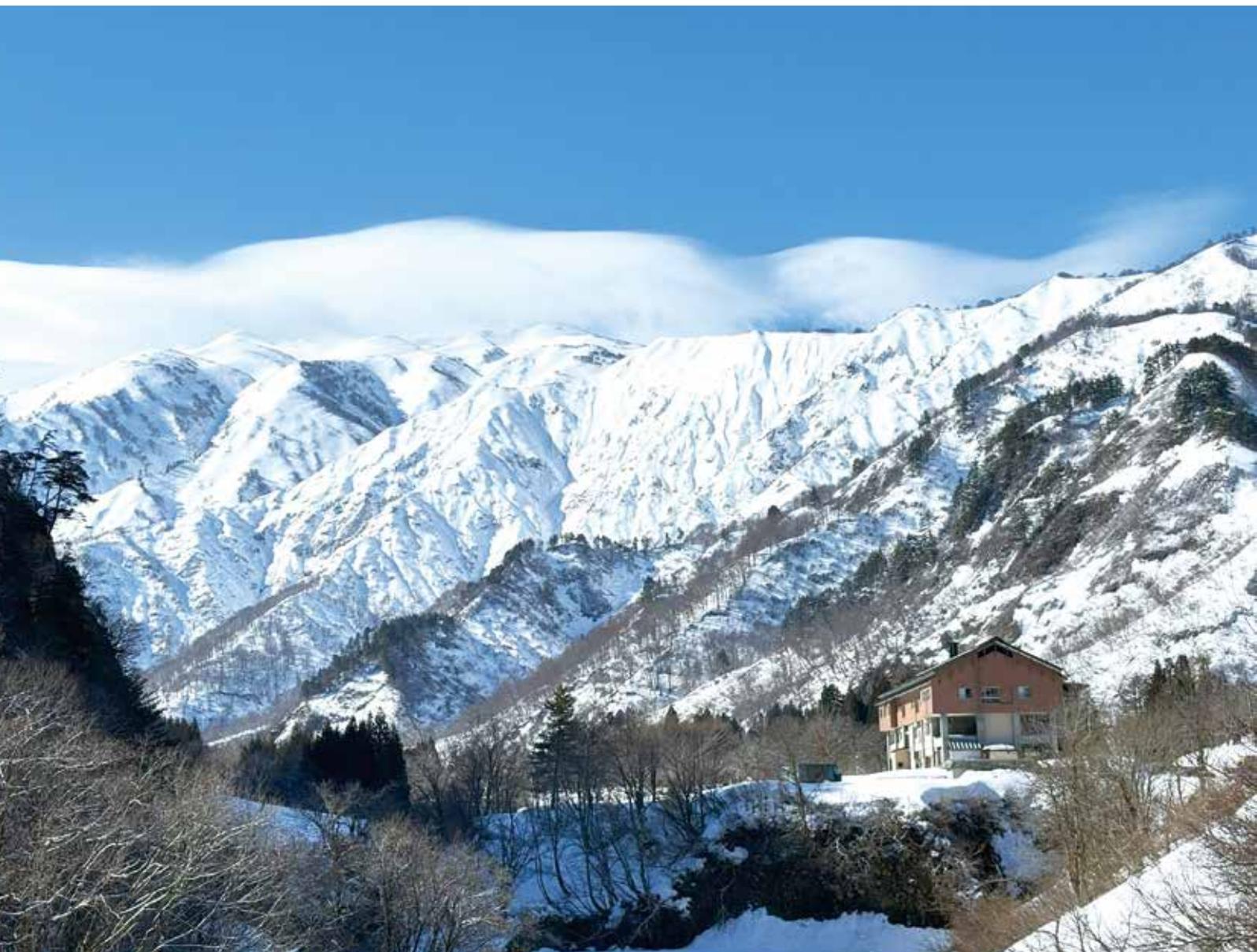
HPもご覧ください



第43号（通巻44号）発行
長井市館町北6-27 TEL0238-88-3960

令和7年1月31日 公益社団法人長井法人会
FAX0238-88-3823 e-mail info@nagai-ho.jp

編集 広報委員会
URL: <https://nagai-ho.jp>



【写真説明】 小国町 ・ 早春の飯豊連峰と梅花皮荘

写真提供：小国町観光協会



令和7年 新年のご挨拶を申し上げます。



長井税務署

署長 柳田 啓市 氏



公益社団法人長井法人会

会長 梅津 正博

新年明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、長井法人会の会員の皆様に謹んでお祝いを申し上げます。

旧年中は、梅津会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長井法人会におかれましては、各種研修会や説明会、講演会の開催などの様々な事業活動を通じ、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努めていただいております。深く感謝を申し上げます。

さて、私ども国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、各税目のe-Taxの利用をはじめ、法人税のALL e-Tax、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な業務のデジタル化促進など、法人会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

また、間もなく確定申告の時期を迎えますが、本年度もスマートフォンによる自宅等からのマイナンバーを利用したe-Tax申告やキャッシュレス納付など、ネットを活用した申告及び納税の利用をお願い致します。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年明けましておめでとうございます。年頭に当たり謹んでご挨拶申し上げます。皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より長井法人会の事業運営等にご支援ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、2024年をあらわす漢字として「金」が選ばれました。五輪での活躍をあらわす“キン”と、政治の裏金問題の影をあらわす“カネ”として選ばれましたが、税“金”としては定額減税が実施された年でもありました。令和7年度の税制改正でもいわゆる「103万円の壁」については引き続き検討となり、今後も税制度への関心が集まるものと感じております。

さて、当法人会では基本的指針に則り、税を活動の中心に据え様々な事業を展開しております。継続事業として「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」「税のカレンダー」「税制改正の提言」「税法等セミナー」等を今年も引き続き行ってまいります。

また、昨年は青年部会30周年事業として山形県警察音楽隊をお招きしての演奏会を開催し、多くのお客様にご来場いただき、法人会の活動をたくさんの方に知っていただく機会となりました。

今年は会の運営基盤強化や、福利厚生制度の充実にさらに力を入れ、会員の皆様に有益となる事業、そして地域に貢献できる事業を展開してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、会員企業に取りまして益々ご発展されますとともに、皆様のご健康を祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



第40回法人会全国大会鹿児島大会



十月三日、城山ホテル鹿児島を会場に開催され、全国から約一七〇〇名が集まりました。当会からは、梅津会長、北原副会長、小笠原副会長、事務局が参加しました。

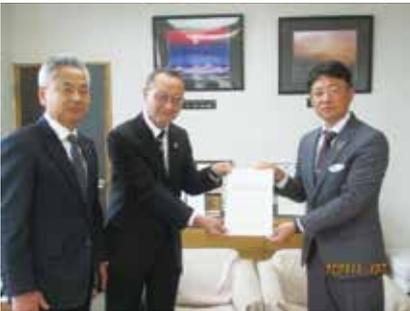
大会宣言では、政府の長期債務残高が一二八五兆円を突破したことを受け、財政健全化に向けた財政規律を回復させることが重要であること、また、日銀が十七年ぶりに金利の引き上げに踏み切ったことを受け、安定的な財政運営のためには、財政再建目標の策定が急務と捉えています。また、地域経済の担い手である中小企業に対するきめ細やかな税制上の支援を訴えています。

令和7年税制改正スローガン！

- ① 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- ② 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- ③ 中小企業の活性化に資する税制措置を！
中小企業投資促進税制などの拡充を！
- ④ 事業継承税制の拡充、消費税をめぐる事務負担の軽減を！



令和7年度税制改正に関する提言活動



▲飯豊町へ令和6年11月27日訪問
左から 堀江副会長／梅津会長／嵐町長



▲小国町へ令和6年11月26日訪問
左／鈴木副会長 右／仁科町長



▲白鷹町へ令和6年12月4日訪問
左から 高橋理事／青木副会長
／佐藤町長



▲長井市へ令和6年11月28日訪問
左から 小笠原副会長／北原副会長
梅津会長 齋藤副市長

各単位会の意見を集約し、全国法人会総連合で取り纏めた「税制改正に関する提言」を、全法連、各県連、各県連、各法人会が分担し毎年提言活動を行っております。

当会では、十一月二十六日小国町を皮切りに、十一月二十七日に飯豊町へ、十一月二十八日に長井市へ、そして十二月四日に白鷹町へ要望活動を展開しました。

提言内容は、コロナ対策で膨大に膨れ上がった国債を踏まえ、行財政改革の在り方、経済活性化や中小企業対策等について説明し、令和7年度税制改正スローガンについて提言を行い、各市町の現状や取り組むべき課題について情報交換いたしました。

また、政府が検討を開始した、いわゆる「一〇三万円の壁」についても触れ、地方税政をとりまく環境の変化について話題になりました。

山形県警察音楽隊 記念演奏会



▲ダンスや歌のパフォーマンス、警察からのお知らせを交えながらの演奏会



▶地元出身の隊員も！



▶挨拶に立つ
大竹青年部会長



▶法人会活動紹介



今年、青年部会が設立三十周年を迎え、税を考える週間の記念事業と合同事業として、山形県警察音楽隊をお招きしての記念演奏会を、去る九月二十一日にタスパークホテル長井を会場に開催しました。会場には約二〇〇名のお客様に來場していただきました。

開会にあたり、主催者を代表して大竹貴之青年部会長より挨拶の後、山形県警察音楽隊の華やかな演奏とカラーガードのパフォーマンスにより演奏会がスタートしました。隊員の皆さんは、それぞれ勤務の傍ら練習や演奏会を行っており、一般市民と警察を結び音の架け橋として各地で演奏を披露しています。今記念演奏会でも來場者の心に響く演奏、パフォーマンスを披露していただきました。

会場には、青年部会の活動である租税教室の様子や、社会貢献活動として行っている新品タオル寄贈活動の紹介パネルを展示し、法人会の活動を紹介しました。

おらんだラジオ「ラジオで法人会だより」



絶賛放送中！



2/14(金)、3/14(金)12:30頃～ 放送
おらんだラジオ 77.7MHzをチェック！
過去の放送は、長井法人会 HP から視聴できます。
ぜひご視聴ください。

2025年 乙巳

そして、巳です。

2025年。新たな年はどんな年になるのでしょうか。その大きなヒントは歴史に学ぶことにあります。

陽明学の泰斗である安岡正篤氏が著した「干支の活学」では、干と支を組み合わせた60の範疇に啓示されていると説いています。

今年は、乙巳（きのと・み）。乙は草木の芽が曲がりくねっているという意味の象形文字です。

前年の甲辰（きのえ・たつ）は、草木の芽が殻を破って頭を出したことを意味し、今年はその新たな芽が外界の抵抗が強いために、真つすぐに伸びないで曲折している状態にあることを示しています。

いかなる抵抗があろうが、それを進めていかなければならないことだと説いているのです。

蛇が冬眠から覚め地表に這い出し、地上活動を始めることを意味しています。

総じて、乙巳は外界の抵抗が強くても屈せず、発展していく年です。

前年に芽生えた改革の芽の前に進めていく年です。

次年度に抵抗勢力が旺盛になる丙午（へい・ご）の年を迎えるだけに、今年は改革を毅然と進める年だとしています。

改革推進が今年のキーワードのようです。

改革とはこれまでの慣例や周知の常識とは一線を画することとも言えます。

さて、今年がどうなるかを占う上で、60年前の乙巳（きのと・み）に何があつたのか、過去の史実を紐解くことがヒントになるものと思われれます。

まず気づくのは、1965年に戦後初となる赤字国債発行が閣議決定され、以来、借金頼みの日本国となり、2024年3月末にはGDP（国内総生産）の2.2倍に達する1285兆円まで膨れ上がっていることです。60年近くも問題先送り、持続可能な日本経済の障壁となっています。

昨年後半には、政権与党が過半数割れとなり、国防や物価高対策、賃金引き上げなどの政治的駆け引きが繰り返られていますが、積み上がった赤字国債は我が国の将来を制約しています。

法人会が主張しているように、今年こそ、歳出・歳入の一体改革を推進していかなくてはならないでしょう。新年はその一里塚となるようにしたいものです。

また、60年前は交通改革が行われた象徴的な年でもあります。東京―新大阪間を「ひかり」号が3時間10分で結ぶ高速交通が実現しています。

そして今、2027年に

東京（品川）―名古屋間を40分で、2045年に東京―大阪間を最短67分で結ぶリニア中央新幹線の計画が進められ、交通改革が進展してきています。

ただ、60年前には、高速交通改革の一方で、北陸鉄道や大分交通など、全国各地域鉄道の廃線が多く進みました。

今、少子化・人口減を反映して、地域の足でありながら不採算路線の廃止や関係自治体からの拋出問題が起きていますので、今年はその話題に上る年になることが容易に推察できます。

まさに、乙巳（きのと・み）の年は交通におけるスクラップ&ビルドの年とも言えます。

また、日本が国連の非常任理事国に選出されています。国益偏重の拒否権行使が横行する国連ですが、世界の安全保障に関与できる立場にあることは言うまでもありません。

ロシアのウクライナ侵攻や中東危機に瀕している今、非常任理事国であり、世界

唯一の被爆国である日本が大きな役割を大きく担う年となることに期待をしたいものです。

60年前に起きたことを記しましたが、さらにさかのぼった乙巳（きのと・み）に起きた史実をみると、抵抗を覆して、改革が推進された年だという理解を深めることができます。

明治38年（1905年）は前年に開戦した日露戦争に勝利し日韓協定を締結、慶長10年（1605年）には徳川家康が征夷大將軍として大勢に決着をつけて秀忠を二代將軍に押し立て長きにわたる徳川政権を樹立、

文治元年（1185年）には源頼朝が壇ノ浦の戦いを制して鎌倉幕府の政治体制を確立、そして豪族を中心とした政治から天皇中心の政治へと移り変わった大化の改新（645年）。

そのいずれの改革も乙巳（きのと・み）に起きています。前年に芽生えた改革の芽。今年に抵抗があつても前に進むための力強い歩みの年となりそうです。

青年部会

法人会全国青年の集い 福井大会

去る十一月七日から八日に福井県のフェニックスプラザ、コートヤードバイマリオット福井、サンドーム福井を会場に行われた第三八回法人会全国青年の集い「福井大会」に、当法人会青年部会から大竹青年部会長をはじめとして五名が参加しました。

式典では、『足し算で生きる』がんステージ4からの生還』と題して元フジテレビアナウンサー笠井信輔氏の記念講演が行われ、その後大会式典が行われました。

また、租税教育プレゼンでは、全国各地のプレゼンを通じて、



今後の租税教室のヒントを得、有意義な二日間を過ごしました。

部会長 大竹貴之

経営セミナー 「先輩に学ぶ」

十一月二十六日、中央会館を会場に経営セミナーを実施しました。今回は、青年部会の「先輩に学ぶ」として、元青年部会員の榎手塚建材代表取締役手塚隆幸氏を講師にお招きして行われました。

手塚氏から、学生時代から取り組んでいること、先代から事業を受け継いだこと、そして現在の事業経営や、仕事で大切にしている想いなどもお聞きし、部会員は熱心に耳を傾けていました。

セミナーの後は引き続き懇親会。お酒を交わしながら話をお聞きし、最後は税



に関するクイズ大会を開催し、大盛り上がりとなりました。

租税教室 長井・西置賜管内 16 校中 13 校で実施しました

今年は、租税教育推進協議会の構成団体と分担して管内 16 校の租税教室を行い、長井法人会では 13 校実施しました。



青年部会が9校、女性部会が4校を担当し実施しました。子供たちに分かりやすい授業になるようにアニメやクイズを織り交ぜ、毎年創意工夫をしながら授業を作り上げています。



▲5/17 蚕桑小



▲5/1 東根小



▲5/8 豊田小



▲5/14 添川小



▲5/17 小国小



▲5/28 伊佐沢小



▲5/21 手ノ子小



▲6/10 長井小



▲6/11 致芳小



▲6/18 荒砥小



▲5/31 鮎貝小



▲6/20 飯豊第一小



▲7/9 平野小

女性部会

視察研修会 のんびりテラスでリフレッシュ

六月六日、(株)飯鉢工業会 長飯鉢文吉氏と女性部会員でもある奥様の雅子氏が整備している“のんびりテラス”と長井市十日町にある“文教の杜ながい”を散策する視察研修会を開催し、九名が参加しました。



のんびりテラスでは、手作りのケーキなどでおもてなしいただきながら、整備経緯などをお聞きしました。また、文教の杜ながいでは、長井の歴史を再発見し楽しいひと時を過ごしました。

部会長 後藤まつ

リラックスヨガと フラワーアレンジメント

恒例となった「リラックスヨガ」と「フラワーアレンジメント教室」。十二月二四日に長井市民文化会館を会場に開催されました。

リラックスヨガは、女性部会副部会長の寺嶋ひろみ氏を講師に、ゆったりと音楽を聴きながら体を解きほぐし、心と身体ともにリラックス出来ました。ランチを挟んで午後からは(有)ムスメヤ花店の横山千恵子氏を講師に、お正月まで飾れるフラワーアレンジメントを学びました。花を長持ちさせる方法なども教えて



も教えていただき、とても充実した一日を過ごしました。

第17回 税に関する絵はがきコンクール



17回目を迎える「税に関する絵はがきコンクール」長井西置賜管内 15校の6年生の皆さんから364枚の絵はがきを応募いただきました。長井税務署柳田署長様はじめ、文教の杜の後藤事務局長様、当会会長、女性部会役員にて選考を行い、長井税務署長賞をはじめとして優秀作品25点を選び、令和7年のカレンダーを作成しました。



▲長井税務署長賞
海老名和心さん(荒砥小)



▲長井法人会賞
木村愛梨さん(平野小)



▲長井法人会女性部長賞
塚原美桜さん(小国小)



▲全国女性フォーラム賞
大沼弥寛さん(伊佐沢小)



新年のご挨拶を申し上げます

地域文化の拠点をめざして

合資会社 **三浦屋書店**

代表社員 **梅津 正博**

〒993-0007 山形県長井市本町二丁目3番10号
TEL (0238) 84-2022(代)
FAX (0238) 84-2023
・株式会社みうらや
・八文字屋長井店 83-1320



金属リサイクル業
産業廃棄物処理業
株式会社 北原産業

代表取締役 **北原 正**



●本社 〒993-0081
山形県長井市緑町11番37号
TEL 0238-88-2391
FAX 0238-88-2396
ホームページ <http://www.eco-kitahara.co.jp>
Eメール: info@eco-kitahara.co.jp



代表取締役社長 **小笠原 和徳**
OGAWARA KAZUNORI

地域未来牽引企業

小笠原建設株式会社

本社 〒993-0041 山形県長井市九野本2217番地
TEL (0238) 84-2240(代) / FAX (0238) 84-4650
E-mail: ogs@skyblue.ocn.ne.jp
機材センター 〒993-0041 山形県長井市九野本2276-1



『お客様に安全で信頼される製品提供する』



炭素・炭化珪素・石英ガラス製品加工



荒川興業株式会社

代表取締役会長 **鈴木 正昭**

〒999-1362 西置賜郡小国町大字緑町2-13-1
工場: 〒999-1355 西置賜郡小国町大字西169-15
TEL (0238) 62-2283 FAX (0238) 62-5540

株式会社 **青木商事**

代表取締役 **青木 浩二**

— 営業品目 —

- 土木請負工事一式・産廃収集・運搬・住宅解体
- 砂利、砂、碎石、山土、黒土、RC 砕石販売
- 重機械工事、除雪、宅地造成、盛土工事、水田改良 等

〒992-0773
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉 586-4
TEL. 0238-85-4254 FAX. 0238-85-4255
E-mail: acki-s@cameo.plala.or.jp



テラシマ電子株式会社

<http://www2.jan.ne.jp/tera-ss/>

代表取締役
寺嶋 宏武

本社工場 〒993-0007 山形県長井市本町二丁目12-8
電話 0238-84-1597 FAX 0238-84-1599
E-mail: tera-ss@e.jan.ne.jp

株式会社 **丸八鉄工所**



明日に向かうエネルギー創造集団



〒993-0041
長井市九野本 491 番地の 2
TEL 0238-84-6514 FAX 0238-84-6516



代表取締役社長

尾形 和夫

株式会社 **喜助**

本社 〒993-0002 山形県長井市屋城町4番45号
TEL 0238-84-1837(代表) FAX 0238-88-3441
URL <https://www.satoh-kisuke.co.jp> E-mail: mogata@satoh-kisuke.co.jp

取締役会長

堀江 勝彦

Katsuhiko Horie

一級建築士

一級建築施工管理技士

シエルホームデザイン [株式会社ホリエ]

T 0238-72-2602 F 0238-72-2603

M 090-1069-9650 E khorie@horieweb.jp

www.cielhome.jp

飯豊オフィス

〒999-0604 山形県西置賜郡飯豊町樺2529

南陽オフィス

〒999-2211 山形県南陽市赤湯3056イオンタウン南陽内

仙台オフィス

〒982-0012 宮城県仙台市太白区長町南3丁目3-37 Sビル1階





新年のご挨拶を申し上げます



株式会社 安部組

代表取締役 安部 秀一

本社 山形県長井市中道2丁目2番39-1号
電話(0238) 84-3155 (代)
FAX (0238) 84-3156
プラント 山形県長井市日の出町2番
山砂土採取場 山形県長井市小出字歯黒沢

暮らしを支える、確かな技術。

鉄筋工事業



有限会社 長谷部鉄筋

代表取締役 長谷部 和彦

長井市白兔 1893 番地 TEL(0238)88-3668
FAX(0238)88-1052

有限会社 ボディセンター

代表取締役 佐藤 正幸

工場 山形県長井市緑町 8-35(長井自動車学校北側)
TEL (0238) 84-1477
FAX (0238) 84-1478
e-mail body-c@jan.ne.jp

行政書士



山形県行政書士会会員

梅村 伸一

〒993-0052
長井市新町 14 番 29 号
TEL・FAX0238-84-4112
e-mail : s-umemura@camel.plala.or.jp

写真で見る事業

印刷のことなら
MIKI PROCESS
Graphics & Printing & Bookbinding

本社 〒993-0071 山形県長井市西426
TEL (0238) 88-5685 FAX (0238) 88-1385
E-mail : info@mikiprocess.co.jp URL : http://www.mikiprocess.co.jp



▲11/11 飯豊・長井南・長井北支部 合同会員交流会
講師/(株)デンソー山形取締役社長 金山輝仁氏
長井税務署長 柳田啓市氏
長井税務署統括国税調査官 佐藤健一氏



▲11/20 白鷹支部研修会 IDeCo と NISA について
講師/山形銀行長井支店第一営業部 金田美由紀氏



▲5/28 給与計算実務セミナー
講師/(株)ベストアビリティ取締役 竹山文氏



▲4/23 会社の決算・申告の実務セミナー
講師/長井税務署 高橋上席国税調査官



▲11/13 年末調整説明会(小国会場)
11/14 年末調整説明会(長井会場)
講師/長井税務署 香野上席国税調査官



▲10/16 サイバー攻撃・情報漏洩事象体験型セミナー
講師/山形県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対策課警部補 須藤克寿氏
AIG 損害保険㈱リスクコンサルティングユニット
チーフリスクスーパーバイザー 森喜一氏





法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 1971年に創設されました。
 想いをつないで50年。
 これからも会員のみなさまと共に歩み、
 企業保障の大きな傘で
 会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
 山形支社/
 山形県山形市諏訪町1-1-1(センチュリープレイス山形4F)
 TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社
 山形支店/
 山形県山形市七日町3-5-20(AIG山形ビル4F)
 TEL 023-622-4322



謹賀新年
 今年も法人会の
 福利厚生制度の普及を通じて
 会員企業の役員・従業員と
 そのご家族の皆様
 安心をお届けしてまいります
 本年も何卒よろしく
 お願い申し上げます
 令和七年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 山形支社
 〒990-8580 山形県山形市城南町 1-1-1

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
 受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

**消費税の期限内納付を
 忘れずに。**



**期限内納付のための
 納税資金の積立をお願いします！**

納税資金の積立には、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
 利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には
 申告・納付期限
 があります。**

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

**申告・納付には
 e-Taxが
 利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も
 利用できます。**

確定申告書等作成コーナーで手続に申告書が作成できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

